

育休代替要員事前登録制度とは、

海上保安庁では、職員が育児休業を取得した際に、当該職員の業務を代替することを目的として、育児休業の期間だけ、かつて海上保安官であった方を任期の定めがある海上保安官（任期付職員）として採用しています。

採用は、公募により試験を実施するものですが、本制度は、育休代替要員として事前登録をしている方に対して、人事担当者からメール等により募集開始の情報を漏れなく連絡するものです。



採用後の勤務条件等（例：船員の場合）

勤務形態：1週間あたり40時間の交替制勤務（52週間を超えない期間につき4週8休）
任期：育児休業者の休業期間による（1年～3年）
休暇等：年次休暇（年20日（採用の年は、採用日により日数が異なる。））。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・忌引等）及び介護休暇等あり。
基本給：公安職俸給表（二）が適用され、採用前の経験等を考慮して決定。調整数あり。
住居手当：家賃に応じて支給（月額最高28,000円）
期末勤勉手当：基本給の4.60月（年2回に分けて支給（採用の年は、採用日により支給率が異なる。））
その他、扶養手当、超過勤務手当、勤務年数に応じて退職金あり

選考方法

身体検査、作文試験、人物試験の3つの試験を実施

登録資格

かつて海上保安官であった者 ※「かつて」は採用日時点を指します。

対象職種

船員、航空員、教官、管制官のみ

育休代替任期付職員として巡視船等で勤務するには、公募による採用試験に合格する必要があります。採用試験の情報を漏れなく入手するためには、

育休代替要員事前登録

をよろしくお願いいたします。（登録の有効期間は2年間）

問合せ先：海上保安庁総務部人事課

（TEL:03-3591-6361 内線:2544、2545）



登録はこちら
Formsが開きます。

